

# 不動産公売案内

公売期日 令和6年11月22日(金)  
公売場所 東根市中央一丁目1-1  
東根市役所4階404会議室

東根市役所税務課

## 目 次

1 公 売 の 案 内	1
2 公売参加の手引き	2～7
3 記 載 例	
① 入 札 書	8
② 公売保証金の返還請求書	9
③ 公売保証金の返還金領収証書	10
④ 委任状	11
⑤ 共同入札書	12
⑥ 共同入札代表者届出書	13
⑦ 陳述書	14～18
4 公売財産の明細	19～33

## 公 売 の 案 内

公 売 期 日	令和6年11月22日(金) 午前10時から
公 売 場 所	東根市中央一丁目1-1 東根市役所4階404会議室
公 売 方 法	入 札
受 付 時 間	令和6年11月22日(金) 午前9時20分から
入 札 時 間	令和6年11月22日(金) 午前10時00分から午前10時20分まで
公売保証金納付時間	令和6年11月22日(金) 午前10時00分から午前10時18分まで
開 札 時 間	令和6年11月22日(金) 午前10時21分
売 却 決 定 日 時	令和6年12月6日(金) 午前10時00分
売 却 決 定 場 所	東根市役所税務課(1階)
買受代金納付期限	令和6年12月6日(金) 午後2時00分まで
注 意 事 項	1. 公売財産の図面は、公簿等により作成しておりますので、現況と異なる場合があります。公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認した上で入札してください。 2. 入札時間の15分前までに公売場所に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。 3. 公売参加資格、入札手続等については2ページの「公売参加の手引き」及び8ページ以降の「記載例」をご覧ください。 4. その他詳細については、下記の問い合わせ先へご確認ください。
問 合 せ 先	東根市中央一丁目1番1号 東根市役所税務課納税係 電話 0237-42-1111 (内線 2339)

## 公売参加の手引き

### ● 公売参加資格

- ・ 公売保証金（次の「公売保証金」の項目参照）を納付すれば、どなたでも公売に参加することができます。ただし、滞納者及び市長から公売場所への入場、入札等を制限されている者、税務関係職員（国税徴収法第92条，第108条参照）は公売に参加することができません。
- ・ 代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状（11ページ参照）及び委任者の印鑑証明書を提出してください。印鑑証明書の提出がない場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。
- ・ 共同で入札する場合には共同入札代表者を定め、「共同入札代表者届出書（13ページ参照）」を提出してください。
- ・ なお、国税徴収法及び関連法令の改正により、公売不動産の入札等をしようとする者は、入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等に該当しない旨を執行機関に対し陳述しなければならないこととされました。該当する「陳述書（14ページ以降参照）」を確認し必ず提出してください。提出がない場合、入札に参加することができません。

（参考）国税徴収法

#### 第92条（買受人の制限）

滞納者は、換価の目的となった自己の財産（第24条第3項（譲渡担保財産に対する執行）の規定の適用を受ける譲渡担保財産を除く。）を、直接である間接であるを問わず、買い受けることができない。国税庁、国税局、税務署又は税関に所属する職員で国税に関する事務に従事する職員は、換価の目的となった財産について、また、同様とする。

#### 第108条（公売実施の適正化のための措置）

税務署長は、次に掲げる者に該当すると認められる事実がある者については、その事実があつた後二年間、公売の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は入札等をさせないことができる。その事実があつた後二年を経過しない者を使用人その他の従業者として使用する者及びこれらの者を入札等の代理人とする者についても、また同様とする。

- 一 入札等をしようとする者の公売への参加若しくは入札等、最高価申込者等の決定又は買受人の買受代金の納付を妨げた者
  - 二 公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもって連合した者
  - 三 偽りの名義で買受申込みをした者
  - 四 正当な理由がなく、買受代金の納付の期限までにその代金を納付しない買受人
  - 五 故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者
  - 六 前各号に掲げる者のほか、公売又は随意契約による売却の実施を妨げる行為をした者
- 2 前項の規定に該当する者の入札等又はその者を最高価申込者等とする決定については、税務署長は、その入札等がなかつたものとし、又はその決定を取り消すことができるものとする。
  - 3 前項の場合において、同項の処分を受けた者の納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は、国庫に帰属する。この場合において、第百条第六項（公売保証金）の規定は、適用しない。
  - 4 税務署長は、第一項の規定の適用に関し必要があると認めるときは、入札者等の身分に関する証明を求めることができる。
  - 5 税務署長は、公売不動産の最高価申込者等又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者が次のいずれかに該当すると認める場合には、これらの最高価申込者等を最高価申込者等とする決定を取り消すことができるものとする。
    - 一 暴力団員等（公売不動産の入札等がされた時に暴力団員等であつた者を含む。）
    - 二 法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの（公売不動産の入札等がされた時にその役員のうち暴力団員等に該当する者があつたものを含む。）

●持ち物

身分証明書	個人	免許証、マイナンバーカードなどの住所・氏名・生年月日が確認できる公的機関の発行する書類（顔写真入り）	
	法人	商業登記簿に係る登記事項証明書	
公売保証金 （売却区分ごと）	現金または小切手（銀行振出した自己宛小切手）  ※小切手の場合、振出日は、原則公売期日から呈示満了期間に一定以上の期間があるもの。公売期日から呈示期間満了まで5日以下の場合には受付できない場合があります		
印鑑及び委任状	個人	本人が入札	本人の印鑑
		代理人が入札	代理人の印鑑 本人の委任状と印鑑証明書
	法人	代表者が入札	法人の代表者印 ※角印＝認印不可
		代理人が入札	代理人の印鑑 代表者の委任状と印鑑証明書
	共同入札	入札者の印鑑 共同入札代表者届出書 共同入札者全員の委任状と印鑑証明書	
陳述書	個人	陳述書（個人用）	
	法人	陳述書（法人用） 入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項  （宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合） 許認可証の写し	
	自己の計算において入札等をさせようとする者	上記陳述書に加え、自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項	
収入印紙（200円分） （売却区分ごと）	入札者が営利法人又は個人にあつては不動産業者等である場合は落札出来なかった公売財産の公売保証金返還を受ける際に必要		

## ● 公売保証金

- ・ 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。なお、公売保証金の金額については、公売財産の明細（19 ページ～）の「公売保証金」の欄をご覧ください。
- ・ 公売保証金は、現金又は小切手（銀行等の振出した自己宛小切手及び銀行支払保証があるもの）で納付してください。
- ・ 納付後、「公売保証金一時保管証」をお渡しします。最高価申込者及び次順位買受申込者以外の方は、公売終了後に「公売保証金一時保管証」を受付に提出し公売保証金の返還を求めてください。

## ● 入札

- ・ 公売財産は、売却区分ごとに区分されています。入札書は、この売却区分ごとに字体をはっきりと、インクまたはボールペンで記載してください。書き損じたときは、新たな入札書に書き直してください。訂正したり、抹消したりすると無効になります。
- ・ ひとつの売却区分については、1 枚の入札書しか提出できません。
- ・ 入札書に記載する住所及び氏名は、住民基本台帳に記録されている住所地及び氏名を記載してください。法人の場合は、商業登記簿上の本店所在地、商号、代表者の役職・氏名を記載してください。
- ・ 一度提出した入札書は、入札時間内であっても引き換え、変更または取消することはできません。
- ・ 共同で入札する場合は、入札書に「共同入札書（12 ページ）」も添付してください。

## ● 開札

- ・ 入札書は、入札者の面前で開札します。開札に際し、入札者の中から立会いを求めますのでご協力ください。

## ● 最高価申込者の決定

- ・ 最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である者に対して行います。
- ・ 最高価額による入札者が 2 人以上ある場合（同額である場合）は、これらの者の間で追加入札を行って最高価申込者を決定します。追加入札の入札価額は当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札をしたとき、又は追加入札をすべきものが入札しなかったときは、国税徴収法第 108 条により公売場所への入場、入札等を制限することがありますので注意してください。追加入札の価額がなお同価の時は、抽選で最高価申込者を決定します。

## ● 次順位買受申込者の決定

- ・ 今回の公売は、次順位買受申込者の制度（国税徴収法第 104 条の 2 参照）を利用することができます。
- ・ 最高価申込者の入札価額に次ぐ価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に限り）で入札した者から次順位による買い受け申込みがあった場合にその入札者を次順位買受申込者として決定します。なお、次順位による買受申込者が 2 人以上ある場合には、抽選で次順位買受申込者を決定します。
- ・ 次順位買受申込者の決定を受けた申込者は、最高価申込者が買受けの申込みを取り消した場合（「買受申込みの取消」の項目参照）又は最高価申込者に対する売却決定が取り消された場合等（「売却決定の取消し等」の項目参照）に限り、公売財産を買い受けることができます。

（参考）国税徴収法

第 104 条の 2（次順位買受申込者の決定）

徴収職員は、入札の方法により不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶債権又は電話加入権以外の無体財産権等（以下「不動産等」という。）の公売をした場合において、最高価申込者の入札価額（以下この条において「最高入札価額」という。）に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る。第 3 項において同じ。）による入札者（前条第 2 項の規定によりくじで最高価申込者を定めた場合には、当該最高価申込者以外の最高の価額の入札者とする。第 3 項において同じ。）から次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者として定めなければならない。

2 前項の次順位による買受けの申込みは、最高価申込者の決定後直ちにしなければならない。

3 第 1 項の場合において、最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者が二人以上あるときは、くじで定める。

## ● 再度入札

- ・ 入札者がいないとき又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を行う場合があります。

## ● 買受申込みの取消

- ・ 公売財産の換価について法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合（地方税法第 19 条の 7 等参照）には、最高価申込者及び次順位買受申込者は、滞納処分の続行が停止している間は公売財産の買受申込みを取り消すことができます。

（参考）地方税法

第 19 条の 7（不服申立てと地方団体の徴収金の賦課徴収との関係）

審査請求は、その目的となった処分に係る地方団体の徴収金の賦課又は徴収の続行を妨げない。ただし、その地方団体の徴収金の徴収のために差し押さえた財産（国税徴収法第八十九条の二第四項に規定する特定参加差押不動産を含む。）の滞納処分（その例による処分を含む。次項において同じ。）による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は審査請求をした者から別段の申出があるときを除き、その審査請求に対する裁決があるまで、することができない。

2 審査請求の目的となった処分に係る地方団体の徴収金について徴収の権限を有する地方団体の長は、審査請求をした者が第十六条第一項各号に掲げる担保を提供して、その地方団体の徴収金につき、滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、その差押えをせず、又はその差押えを解除することができる。

3 第十一条、第十六条第三項及び第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は、前項の規定による担保について準用する。

## ● 売却決定

- ・ 公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、最高価申込者が買受けの申込みを取り消した場合等（「次順位買受申込者の決定」の項目参照）における次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第 113 条第 2 項各号に掲げる日に行います。

(参考) 国税徴収法

### 第 113 条 (不動産等の売却決定)

税務署長は、不動産等を換価に付するときは、公売期日等から起算して七日を経過した日（不動産を換価に付するときは、第百六条の二（調査の嘱託）（第百九条第四項（随意契約による売却）において準用する場合を含む。）の規定による調査に通常要する日数を勘案して財務省令で定める日。以下「売却決定期日」という。）において最高価申込者に対して売却決定を行う。

2 次順位買受申込者を定めている場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、税務署長は、当該各号に定める日において次順位買受申込者に対して売却決定を行う。

- 一 税務署長が第百八条第二項又は第五項（公売実施の適正化のための措置）の規定により最高価申込者に係る決定の取消しをした場合 当該最高価申込者に係る売却決定期日
- 二 最高価申込者が次条の規定により入札の取消しをした場合 当該入札に係る売却決定期日
- 三 最高価申込者である買受人が次条の規定により買受けの取消しをした場合 当該取消しをした日
- 四 税務署長が第百十五条第四項（買受代金の納付の期限等）の規定により最高価申込者である買受人に係る売却決定の取消しをした場合 当該取消しをした日

### 第 114 条 (買受申込み等の取消し)

換価に付した財産（以下「換価財産」という。）について最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、国税通則法第 105 条第 1 項ただし書（不服申立てがあつた場合の処分の制限）その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があつたときは、その停止している間は、その最高価申込者等又は買受人は、その入札等又は買受けを取り消すことができる。

### 第 115 条 (買受代金の納付の期限等)

換価財産の買受代金の納付の期限は、売却決定の日（買受人が次順位買受申込者である場合にあっては、同日から起算して七日を経過した日）とする。

- 2 税務署長は、必要があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。ただし、その期間は、三十日を超えることができない。
- 3 買受人は、買受代金を第一項の期限までに現金で納付しなければならない。
- 4 税務署長は、買受人が買受代金を第一項の期限までに納付しないときは、その売却決定を取り消すことができる。

## ● 売却決定の取消し等

- ・ 最高価申込者又は次順位買受申込者の決定を受けた者について、偽りの名義による買受申込みや公売の実施を妨げる行為があつた場合等（国税徴収法第 108 条参照）には、これらの者に対する最高価申込者の決定又は次順位買受申込者の決定を取り消します。
- ・ 売却決定を受けた者が、公売財産の買受代金を納付期限までに納付しないときは、その売却決定を取り消します。
- ・ 売却決定に基づく買受代金の納付前に公売に係る市税完納の事実が証明された場合は、その売却決定を取り消します。

#### ● 公売保証金の返還・市への帰属等

- ・ 最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後「公売保証金一時保管証」の提出をもって返還します。また、保証金を受取り次第、「公売保証金返還金領収証書」（10 ページ参照）を記入し受付に提出してください。なお、返還を受ける者が営業者（営利法人又は不動産業者等である個人）である場合には、領収証書に収入印紙（200 円）を貼付し消印する必要がありますので注意してください。
- ・ 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後（次順位買受申込者に対して売却決定をすることのないことが確定した後）に返還します。返還を求める際は「公売保証金返還請求依頼書兼口座振替依頼書」（9 ページ参照）を提出してください。
- ・ 最高価申込者又は次順位買受申込者で売却決定を受けた者が納付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。
- ・ 買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合は、その者の納付した公売保証金はその公売に係る市税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。
- ・ また、国税徴収法第 108 条第 2 項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、市に帰属します。

#### ● 権利移転の時期等

- ・ 買受代金の全額を納付したときに公売財産を取得します。
- ・ 公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転します。したがって、買受代金納付後に生じた公売財産の毀損、盗難、紛失等による損害は買受人が負担することになります。
- ・ 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は買受人の負担となります。買受人は買受代金納付の際に登録免許税その他の費用を提出してください。

#### ● 権利移転手続

- ・ 買受人は、買受代金納付後速やかに公売財産の権利移転手続を行ってください。また、所有権移転の登記は東根市が行います。買受代金納付の際に、所有権移転登記請求書に次の書類等を添えて提出してください。

1. 売却決定通知書
2. 住民票又は法人登記簿謄本若しくは資格証明書
3. 市町村役場発行の固定資産評価証明書
4. 登録免許税を納付したことを証する領収証書
5. 登記関係書類の郵送に要する郵送料

**記載例**

住民票等の住所を記載してください

**入 札 書**

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東根市長 土 田 正 剛 あて

入 札 者	住(居)所・所在地	東根市中央一丁目1番1号
	氏名・名称 (フリガナ)	ヒガシネ タロウ 東 根 太 郎 ㊞
代 理 人	住(居)所・所在地	
	氏名・名称	㊞

公売公告第〇号に基づいて、下記のとおり入札します。

記

売却区分の番号	公売財産の名称	入 札 価 額									
		十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千	百	十	円
第 〇-〇 番	不 動 産		¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

(注意事項)

- 1 数字ははっきりとアラビア数字で記入してください (0, 1, 2・・・など)。
- 2 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ記入してください。
- 3 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 4 入札価額の頭部には「¥」の文字をつけてください。
- 5 書き損じたときは、訂正をしないで新しい用紙を請求してください。
- 6 架空の名義または他人の名義を使わないでください。
- 7 一旦提出した入札書は、引換えや変更または取消しをすることができません。
- 8 代理人が入札する場合は、代理人の欄に住所・氏名を記入押印し、入札者欄にも委任者の住所・氏名を記入してください
- 9 数人が共同して入札する場合には、入札者欄には「共同入札代表者外〇名」と記載し、「共同入札書」を入札書に添付してください。

次順位による買受けの申込みをします。(※入札時には、記入しないでください。)

住(居)所・所在地	
氏 名 ・ 名 称	㊞

## 記載例

### 公売保証金返還請求依頼書兼口座振替依頼書（次順位買受申込者用）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東根市長 土 田 正 剛 あて

請求人

住所・所在地 東根市中央一丁目1番1号

氏名・名称 東 根 太 郎 ㊞

代理人

住所・所在地 \_\_\_\_\_

氏名・名称 \_\_\_\_\_ ㊞

下記の金額の返還を請求します。

ただし、令和〇〇年〇〇月〇〇日実施の不動産公売に係る公売公告第〇号、売却区分第〇番の公売保証金の返還金として。

#### 1. 公売保証金返還金額

記

請求金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

#### 2. 口座振込先

振込先	金融機関名 (郵便局を除く)	<u>東根</u> <u>銀行</u> ・信用金庫 信用組合・農協 <u>東根支</u> 店
	預金種別	<u>普通</u> ・当座
	口座番号	<u>1 2 3 4 5 6 7</u>
口座名義人	住所(所在地)	<u>東根市中央一丁目1番1号</u>
	フリガナ	<u>ヒガシネ タロウ</u>
	氏名(名称)	<u>東 根 太 郎</u>

記載例

公売保証金返還金領収証書

収入印紙

200 円

請求金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥	○	○	○	○	○	○	○

上記の金額を領収しました。

ただし、令和〇〇年〇〇月〇〇日実施の不動産公売に係る公売公告第〇号、  
売却区分第〇番の公売保証金の返還金として。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東根市長 土 田 正 剛 あて

受取人

住 所 ・ 所在地 東根市中央一丁目1番1号

氏 名 ・ 名 称 東 根 太 郎 ㊞

代理人

住 所 ・ 所在地 \_\_\_\_\_

氏 名 ・ 名 称 \_\_\_\_\_ ㊞

## 記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

# 委 任 状

東根市長 あて

(委任者)

住 所 ・ 所在地 東根市中央一丁目1番1号

氏 名 ・ 名 称 東 根 太 郎 ⑩

私は次の者に対し、下記の権限を委任します。

住 所 ・ 所在地 東根市一本木一丁目1番1号

氏 名 ・ 名 称 一 本 木 花 子

### 委任事項

令和〇〇年〇〇月〇〇日開札の公売に関する

1. 公売財産の入札手続に関する権限
2. 上記公売財産の公売保証金の納付及び受領に関する権限
3. 上記1及び2に付帯する一切の権限

以 上

(注)ア 委任状に使用する印鑑は、個人の場合は実印、法人の場合は代表者印です。

イ 委任者が法人の場合は、氏名（名称）欄に法人名、代表者の資格及び代表者名を必ず併記してください。

ウ 委任者の印鑑証明書を併せて提出してください。

記載例

売却区分番号第 ○-○ 番

共同入札書

住 所	氏 名	持 分
東根市○町○丁目○番○号	○○○○	○/○
東根市大字○○町○○番地	○○○○	○/○

(注) 入札書とともに入札箱の中に入れてください。

# 記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東根市長 土 田 正 剛 あて

## 共同入札代表者届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日実施の不動産公売に係る公売公告第〇号、売却区分第〇番の入札にあたり、下記の者を共同入札代表者に定めましたのでお届けします。

### 記

(共同入札代表者)

住 所 ・ 所在地 東根市〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 ・ 名 称 東根 太郎 ⑩

### 共同入札者

住 所	氏 名	持分	印鑑	電話番号	備考
<u>東根市〇町〇丁目〇番〇号</u>	<u>〇〇〇〇</u>	<u>〇/〇</u>	<u>⑩</u>	<u>〇〇〇-〇〇〇〇</u>	共同入札 代表者
<u>東根市大字〇〇町〇〇番地</u>	<u>〇〇〇〇</u>	<u>〇/〇</u>	<u>⑩</u>	<u>〇〇〇-〇〇〇〇</u>	

- (注) 1. 共同入札者全員を記載してください。  
2. 紙面不足のときは追加してください。

## 陳述書（個人用）

東根市長 殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

 私は、暴力団員等ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。  
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

区分番号	6-1	陳述書作成日	令和6年11月〇〇日
入札者 (買受申込者)	住所	〒123-4567 東根市中央一丁目1番1号 電話番号 〇〇〇〇 ( 〇〇 ) 〇〇〇〇	
	(フリガナ)	ヒガシネ タロウ	
	氏名	東根 太郎	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	〇年〇月〇日

## 【注意事項】

- 本様式は、入札者(買受申込者)が個人の場合に使用する陳述書です。  
陳述書は、入札等を行う財産(区分番号)ごとに作成し、入札時に提出してください。  
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の訂正や追完はできません。
- 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

## 陳述書（法人用）

東根市長 殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

 自己の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。  
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

区分番号	6-1	陳述書作成日	令和6年11月〇〇日
入札者 (買受申込者)	法人所在地	〒123-4567 東根市中央一丁目1番1号 電話番号 〇〇〇〇 ( 〇〇 ) 〇〇〇〇	
	(フリガナ)	カブシキガイシャ	
	法人名称	株式会社〇〇〇〇	
	代表者氏名	代表取締役 東根 太郎	
役員	様式3「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」のとおり		

## 【注意事項】

- 本様式は、入札者(買受申込者)が法人の場合に使用する陳述書です。  
陳述書は、入札等を行う財産(売却区分番号)ごとに作成し、入札時に提出してください。  
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」を併せて提出してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の訂正や追完はできません。
- 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

## 入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 234 - 5678 東根市中央六丁目1番1号		
	(フリガナ)	シゼイ タロウ	役職	取締役
	氏 名	市税 太郎		
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	○年 ○月 ○日	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
2	住 所	〒 123 - 4567 東根市中央一丁目1番1号		
	(フリガナ)	ヒガシネ ジロウ	役職	監査役
	氏 名	東根 次郎		
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	○年 ○月 ○日	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
3	住 所	〒 -		
	(フリガナ)		役職	
	氏 名			
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
4	住 所	〒 -		
	(フリガナ)		役職	
	氏 名			
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
5	住 所	〒 -		
	(フリガナ)		役職	
	氏 名			
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

## 【注意事項】

- 1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の訂正や追完はできません。

記載例

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

☑個人	住所	〒123 - 4567 東根市中央一丁目1番1号		
	(フリガナ)	ヒガシネ ハナコ		
	氏名	東根 花子		
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	○年 ○月 ○日	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input checked="" type="checkbox"/> 女性
□法人	法人所在地	〒 -		
	(フリガナ)			
	法人名称			
	役員	様式5「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり		

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください)。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
- 3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 提出後の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。

記載例

自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 123 - 4567 東根市中央一丁目1番1号		
	(フリガナ)	ヒガシネ サブロウ		
	氏 名	東根 三郎	役職	監査役
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	○年 ○月 ○日	性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
2	住 所	〒 -		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
3	住 所	〒 -		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
4	住 所	〒 -		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
5	住 所	〒 -		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。  
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の訂正や追完はできません。

## 公売財産明細

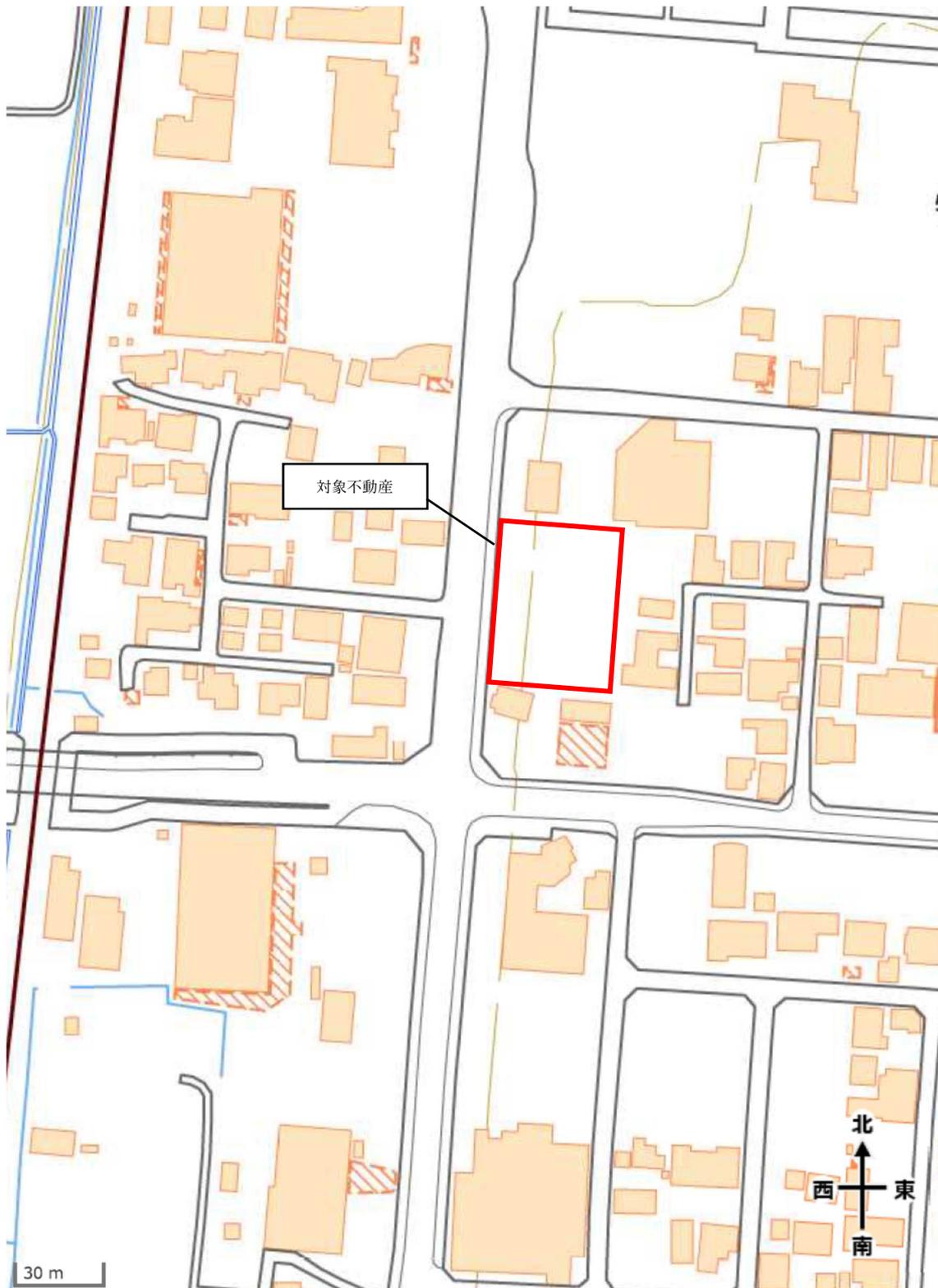
売却区分6-1	20～27ページ
売却区分6-2	28～33ページ

## 公売財産，公売保証金及び見積価額

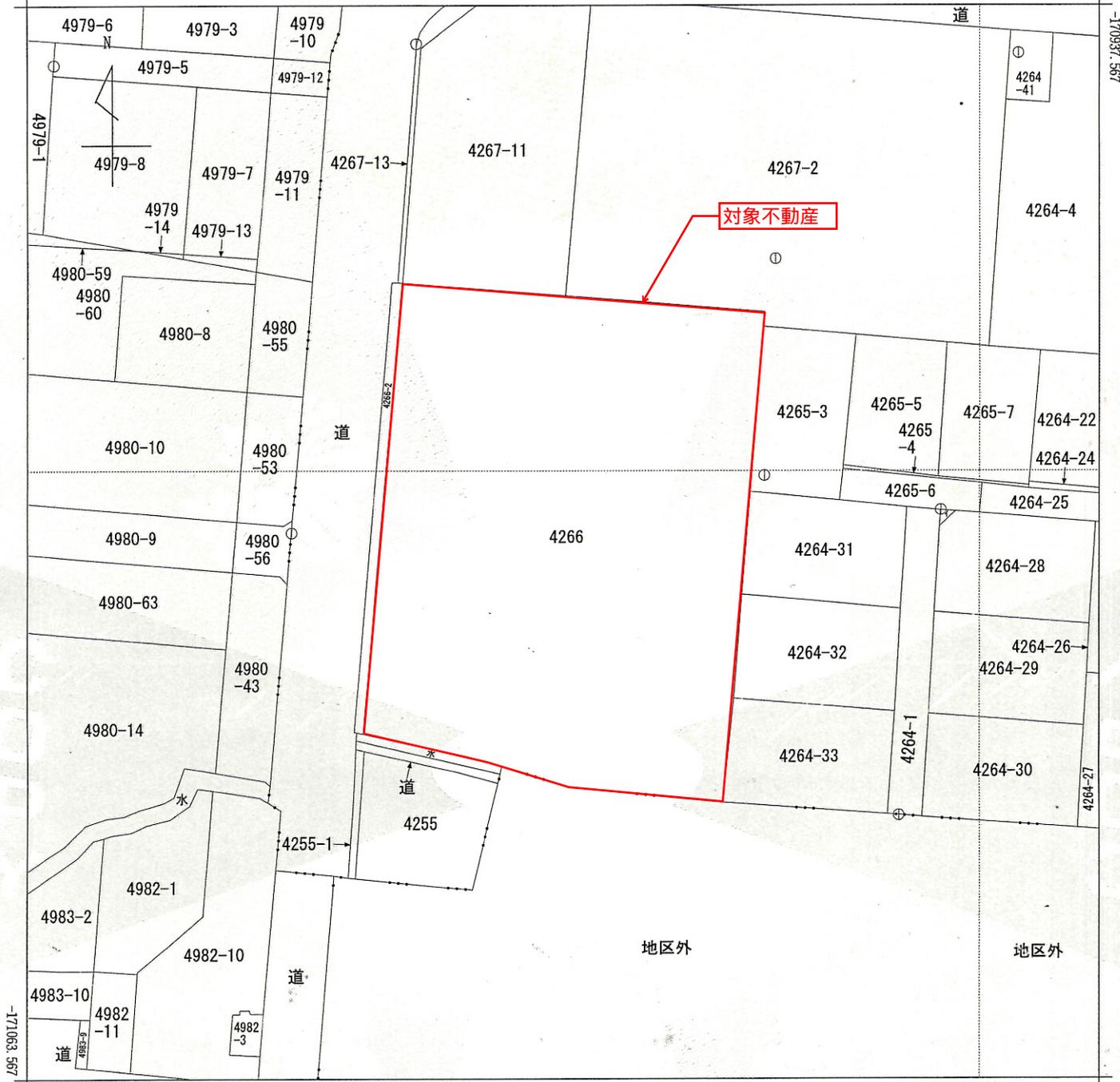
売却区分	6-1	公売保証金	3,430,000円
		見積価額	34,290,000円
公売財産の表示 (登記簿上の表示)		所在 東根市温泉町二丁目 地番 4266番 地目 宅地 地積 2,380.63㎡	
公売財産の概要		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 街路条件 幅員・種別等：幅員 17mの両側歩道付舗装県道 系統・連続性：良好</li> <li>2 画地条件 間口：60m 奥行：40m 形状：長方形地 接面道路との関係：中間画地</li> <li>3 行政的条件 非線引き都市計画区域、商業地域 指定建蔽率：80% 指定容積率：400%</li> <li>4 供給処理施設 上水道：引き込み済み 下水道：引き込み済み</li> <li>5 特記事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>・残存する工作物や動産の引き受けや撤去等は全て買受人の責任で実施してください。</li> <li>・第三者が所有する登記建物が存在しています。第三者に確認したところ、現時点で効力を持つ賃貸借契約や地代の授受はないとのことです。</li> <li>・買受人は建物の所有者と、落札後の引き渡しや新たな契約の締結などの協議が必要になります。この協議について東根市は関与しません。</li> <li>・対象財産には約 21.2 ㎡の防火水槽が設置されており、当該部分について市消防本部と使用貸借承諾書が取り交わされています。これについても新たな契約の締結などの協議が必要になります。</li> <li>・埋蔵文化財包蔵地に該当しています（本郷条里制跡）。土地の掘削や盛土を行う土木工事等を実施する場合は届け出が必要です。</li> </ul> </li> <li>6 その他 公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ現況及び関係公簿等を確認してください。</li> <li>・境界については買受人の責任で確認してください。</li> <li>・東根市は公売不動産の引き渡し義務を負いません。</li> <li>・公売財産に隠れた瑕疵があっても市は責任を負いません。</li> </ul> </li> </ol>	



## 案内図



地理院地図（国土地理院）を加工して作成



-170937.567

-171063.567

-39008.313 (座標値種別：図上測定)

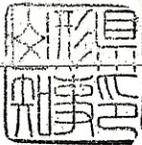
(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

温泉町 2丁目  
温泉町 3丁目  
地番区域見出

請求部	所在	東根市温泉町二丁目		地番	4266番				
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	昭和63年12月		備付年月日(原図)	平成2年11月15日		補記事項			

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

A3からA4に縮小



Ⓑ

座標求積表 (座標法)

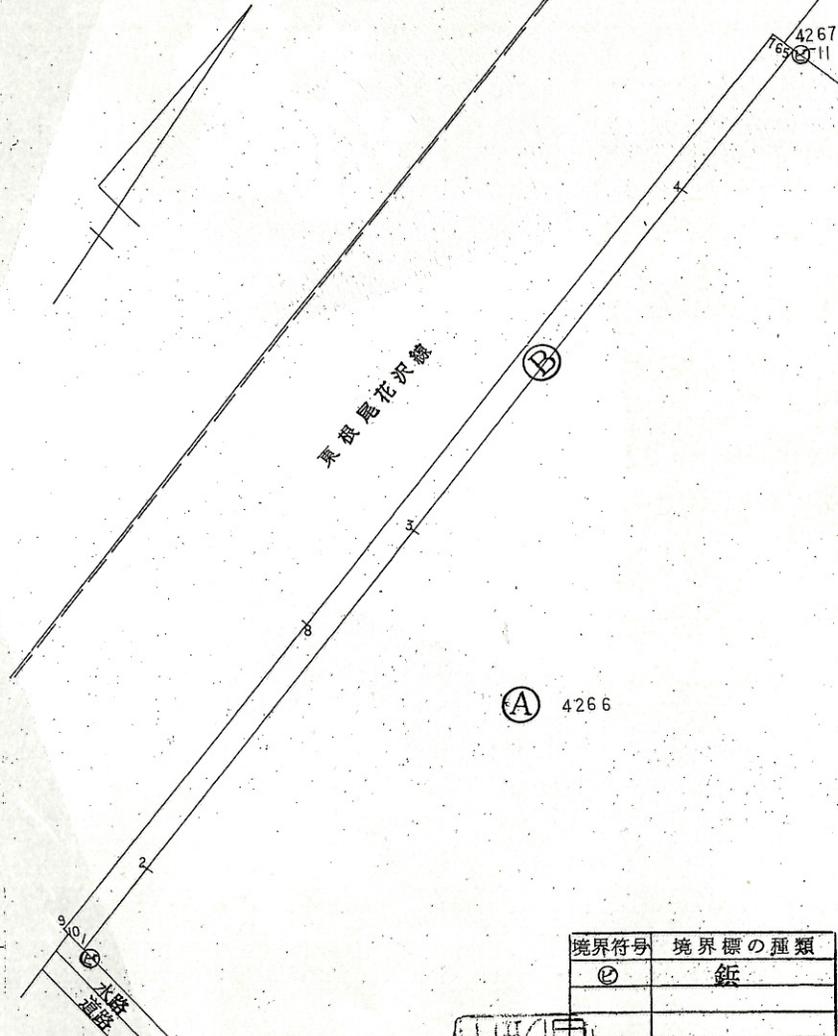
地番: 4266-2

点名	X	Y	X-X	Y (X-X)	辺長
1 (P38)	-171331.040	-38671.623	4.528	-175105.108944	4.760
2 (R 8)	-171326.296	-38671.239	24.679	-954367.507281	20.000
3 (R 9)	-171306.361	-38669.627	39.870	-1541758.028490	20.000
4 (R10)	-171286.426	-38668.015	28.337	-1095735.541055	8.429
5 (P39)	-171278.024	-38667.336	8.442	-326429.650512	0.500
6 (E042K)	-171277.984	-38667.834	0.087	-3364.101558	0.666
7 (E041K)	-171277.937	-38668.498	-34.682	1341100.847636	34.842
8 (E031K)	-171312.666	-38671.302	-52.810	2042231.458620	18.148
9 (E006K)	-171330.747	-38672.863	-18.158	702221.846354	0.288
10 (E005K)	-171330.824	-38672.586	-0.293	11331.067698	0.987

合計 面積 125.282468  
62.641234

使用機種: SEIKO Techno-PRO 測量計算システム  
計算式: 面積 =  $\sum \{Y_i(X_{i+1} - X_{i-1})\} / 2$   $i=1,2,3,\dots,N$

Ⓐ 地積  $2443.28 \overset{m^2}{m^2} - 62.641234 \overset{m^2}{m^2} = 2380.638766 \overset{m^2}{m^2}$



境界符号	境界標の種類
Ⓑ	鉋







## 公売財産，公売保証金及び見積価額

売却区分	6-2	公 売 保 証 金	700,000円
		見 積 価 額	6,940,000円
公売財産の表示 (登記簿上の表示)		所 在 東根市温泉町一丁目 地 番 6番5 地 目 宅地 地 積 388.76㎡	
公売財産の概要		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 街路条件 幅員・種別等：幅員 12mの両側歩道付舗装県道 系統・連続性：普通</li> <li>2 画地条件 間口：17m 奥行：22m 形状：ほぼ長方形地 接面道路との関係：中間画地</li> <li>3 行政的条件 非線引き都市計画区域、商業地域 指定建蔽率：80% 指定容積率：400%</li> <li>4 供給処理施設 上水道・下水道：図面上引き込み済みと思われるが実地調査では状況不明</li> <li>5 特記事項 ・残存する工作物や動産の引き受けや撤去等は全て買受人の責任で実施してください。 ・埋蔵文化財包蔵地に該当しています（本郷条里制跡）。土地の掘削や盛土を行う土木工事等を実施する場合は届け出が必要です。</li> <li>6 その他 公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 ・あらかじめ現況及び関係公簿等を確認してください。 ・境界については買受人の責任で確認してください。 ・東根市は公売不動産の引き渡し義務を負いません。 ・公売財産に隠れた瑕疵があっても市は責任を負いません。</li> </ol>	



# 案内図



地理院地図（国土地理院）を加工して作成



対象不動産

地番区域見出  
温泉町1丁目

請求部	所在	東根市温泉町一丁目				地番	6番5		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和62年3月9日			備付年月日(原図)	昭和62年4月10日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。



